

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年9月16日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

### 1 公園緑地課

- (1) 公園地占用使用料収入状況
- (2) 植物公園使用料収入状況
- (3) 委託料支出状況
- (4) 工事請負費支出状況
- (5) 備品管理状況

### 2 都市計画課

- (1) 証明手数料収入状況
- (2) 冊子等売却収入状況
- (3) 委託料支出状況
- (4) 備品管理状況

### 3 歴史まちづくり推進課

- (1) 屋外広告物許可申請手数料収入状況
- (2) 委託料支出状況
- (3) 補助金支出状況
- (4) 備品管理状況

### 4 開発指導課

- (1) 備品管理状況

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部における事務事業のうち、主として令和7年4月1日か

ら令和 8 年 3 月 31 日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第 5 監査の実施場所及び日程

令和 8 年 6 月 1 日から 30 日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和 8 年 7 月 29 日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第 6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

### 記

#### 1 公園緑地課

##### (1) 公園地占用使用料収入状況について

規則に規定された期間を超過した徴収、納入通知書によらない徴収などが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

##### (2) 植物公園使用料収入状況について

適正に処理されていた。

##### (3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

##### (4) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

##### (5) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

#### 2 都市計画課

##### (1) 証明手数料収入状況について

適正に処理されていた。

##### (2) 冊子等売却収入状況について

適正に処理されていた。

##### (3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

- (4) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 3 歴史まちづくり推進課

- (1) 屋外広告物許可申請手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。

### 4 開発指導課

- (1) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。